

## 保険者協議会

(都道府県単位の国保、組合健保、政管健保等の医療保険の保険者で構成)

### ○医療費適正化のための保健事業等の共同実施

- ・レセプト等を用いた医療費の調査・分析・評価
- ・被保険者・被扶養者に対する健診後の事後指導の共同実施
- ・ボランティアや専門家の育成
- ・被保険者・被扶養者相談等

## 連携・協力 ・相互補完

※ データベースや施設・人材等の相互利用を検討



社会保険  
事務所

国保  
連合会

健保連  
支部

共済組合  
連合会

社会保険  
健康事業  
財団

労働  
局

産業保健  
推進センター

栄養士会

歯科医師会

看護協会

薬剤師会

医師会

都道  
府県

社会保  
険協会

## 地域・職域連携推進協議会

(都道府県単位・2次医療圏単位で、健康づくりに携わる者が幅広く集まって構成)

### ○生涯にわたる健康づくり推進方策の検討

- ・都道府県における健康課題の明確化
- ・管内全体の目標、実施方針、連携推進方策を協議
- ・連携事業の計画・実施・評価の推進的役割
- ・保健事業担当者の人材育成
- ・2次医療圏協議会の取り組みについて広域的な調整

「健康増進法」、「健康日本21」、個別の法律に基づく保健事業の実施